臺灣日日新報 昭和十五年八月十日（土曜日） 第一万四千五百八十八號

臺灣新民報 夕刊 昭和十五年八月十日（土曜日）（第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）

八月九日 夕刊定価一部二銭

發行所 臺北市榮町四丁目廿四番地 臺灣新民報社
臺北市榮町四丁目廿四番地（〇五五）臺中支局 花蓮港支局 臺南支局 臺東出張所 高雄支局
臺北市榮町四丁目廿四番地（〇五五）大阪支社 東京支社
（大阪市北區堂島北町四番地 堂島ビルヂング内）
（東京市麹町區有樂町一丁目 有樂町ビルヂング内）

編輯兼發行人 江口渙 作

# 空軍と快速艇隊出動
## 獨、英佛海峽上に大攻撃
## 英、海空軍猛烈に反撃

【ベルリン八日發同盟】ドイツ軍司令部は七日夜から八日早朝にかけドイツ航空隊及び空軍に依つて行はれた英國海峽方面の攻撃に關し八日左の如く發表した

一、ドイツ海軍快速艇隊は七日夜から八日にかけ海峽に遊弋された英國掃海艇隊を攻撃に依つて行はれた英國海峽方面の攻撃に關し八日左の如く發表した

一、ドイツ海軍快速艇隊は七日夜から八日にかけ海峽に遊弋された英國掃海艇隊を攻撃に依つて行はれた英國海峽方面の攻撃に關し八日左の如く發表した

西部の猛烈な反撃に遭ひながら突入八千噸の總合噸數五千噸及び四千噸の商船各一隻を擊沈した

せた

一、一方空軍 七八日午前英國海軍を航行中の商船船團を發見し爆彈十二箇所五萬五千噸を擊沈、七箇所に大損害を與へた、その際英國海軍の驅逐艦一隻を擊沈した

四日午前英國海軍を航行中の商船船團を發見し爆彈十二箇所五萬五千噸を擊沈、七箇所に大損害を與へた、その際英國海軍の驅逐艦一隻を擊沈した

四日午前英國海軍を航行中の商船船團を發見し爆彈十二箇所五萬五千噸を擊沈、七箇所に大損害を與へた、その際英國海軍の驅逐艦一隻を擊沈した

四日午前英國海軍を航行中の商船船團を發見し爆彈十二箇所五萬五千噸を擊沈、七箇所に大損害を與へた、その際英國海軍の驅逐艦一隻を擊沈した

新に英機二十九機が撃墜された

【ベルリン八日發同盟】獨空軍司令部發表――一、國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

ンジア・ドーチエター、プリムス兩港の商船團及び護衛艦艇を攻撃した 二、戰鬪機は七日夜北部及び西部ドイツ各地を發進した

【ベルリン八日發同盟】國防軍最高司令部は八日發表――一、國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

ンジア・ドーチエター、プリムス兩港の商船團及び護衛艦艇を攻撃した 二、戰鬪機は七日夜北部及び西部ドイツ各地を發進した

【ベルリン八日發同盟】獨空軍司令部發表――一、國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

國防軍最高司令部は八日發表――一、英國海峽方面の攻撃戰鬪機三百機は一萬六千噸を擊沈した

ンジア・ドーチエター、プリムス兩港の商船團及び護衛艦艇を攻撃した 二、戰鬪機は七日夜北部及び西部ドイツ各地を發進した

# 海峽上に終日空中戰
## 未曾有の空中戰
英側強調

【ロンドン八日發同盟】英空軍は八日朝に至り數次に渉り獨空軍と戰つた、獨八日の發中數で英空軍十一機を失つた

【ロンドン八日發同盟】英空軍は八日朝に至り數次に渉り獨空軍と戰つた、獨八日の發中數で英空軍十一機を失つた

【ロンドン八日發同盟】英空軍は八日朝に至り數次に渉り獨空軍と戰つた、獨八日の發中數で英空軍十一機を失つた

五十二機を擊墜した、獨八日の發中數で英空軍十一機を失つた

【ロンドン八日發同盟】八日終日に渉り英佛海峽上空を舞臺に獨空軍と英國空軍との間に大空中戰が展開された、英國側發表中數はその數に於て獨側發表中數の二倍に當るが、現在迄に判明した戰況によるドイツ側は英國

# 惠まれるお役人

## なんと二百三十萬人にも及ぶ

## 獨身者には憂鬱の秋

### 扶養家族一人一族に つきつ二月二圓

【東京九日發同盟】同日閣議に提出される俸給令改正案は次の通りである

一、俸給令第十一條第一項第一號中「一圓」を「二圓」に改める

二、俸給令第十一條第一項第二號中「一圓」を「二圓」に改める

三、俸給令第十一條第一項第三號中「一圓」を「二圓」に改める

四、俸給令第十一條第一項第四號中「一圓」を「二圓」に改める

五、俸給令第十一條第一項第五號中「一圓」を「二圓」に改める

六、俸給令第十一條第一項第六號中「一圓」を「二圓」に改める

七、俸給令第十一條第一項第七號中「一圓」を「二圓」に改める

八、俸給令第十一條第一項第八號中「一圓」を「二圓」に改める

九、俸給令第十一條第一項第九號中「一圓」を「二圓」に改める

十、俸給令第十一條第一項第十號中「一圓」を「二圓」に改める

十一、俸給令第十一條第一項第十一號中「一圓」を「二圓」に改める

十二、俸給令第十一條第一項第十二號中「一圓」を「二圓」に改める

十三、俸給令第十一條第一項第十三號中「一圓」を「二圓」に改める

十四、俸給令第十一條第一項第十四號中「一圓」を「二圓」に改める

十五、俸給令第十一條第一項第十五號中「一圓」を「二圓」に改める

十六、俸給令第十一條第一項第十六號中「一圓」を「二圓」に改める

十七、俸給令第十一條第一項第十七號中「一圓」を「二圓」に改める

十八、俸給令第十一條第一項第十八號中「一圓」を「二圓」に改める

十九、俸給令第十一條第一項第十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二十、俸給令第十一條第一項第二十號中「一圓」を「二圓」に改める

二十一、俸給令第十一條第一項第二十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二十二、俸給令第十一條第一項第二十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二十三、俸給令第十一條第一項第二十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二十四、俸給令第十一條第一項第二十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二十五、俸給令第十一條第一項第二十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二十六、俸給令第十一條第一項第二十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二十七、俸給令第十一條第一項第二十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二十八、俸給令第十一條第一項第二十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二十九、俸給令第十一條第一項第二十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三十、俸給令第十一條第一項第三十號中「一圓」を「二圓」に改める

三十一、俸給令第十一條第一項第三十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三十二、俸給令第十一條第一項第三十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三十三、俸給令第十一條第一項第三十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三十四、俸給令第十一條第一項第三十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三十五、俸給令第十一條第一項第三十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三十六、俸給令第十一條第一項第三十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三十七、俸給令第十一條第一項第三十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三十八、俸給令第十一條第一項第三十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三十九、俸給令第十一條第一項第三十九號中「一圓」を「二圓」に改める

四十、俸給令第十一條第一項第四十號中「一圓」を「二圓」に改める

四十一、俸給令第十一條第一項第四十一號中「一圓」を「二圓」に改める

四十二、俸給令第十一條第一項第四十二號中「一圓」を「二圓」に改める

四十三、俸給令第十一條第一項第四十三號中「一圓」を「二圓」に改める

四十四、俸給令第十一條第一項第四十四號中「一圓」を「二圓」に改める

四十五、俸給令第十一條第一項第四十五號中「一圓」を「二圓」に改める

四十六、俸給令第十一條第一項第四十六號中「一圓」を「二圓」に改める

四十七、俸給令第十一條第一項第四十七號中「一圓」を「二圓」に改める

四十八、俸給令第十一條第一項第四十八號中「一圓」を「二圓」に改める

四十九、俸給令第十一條第一項第四十九號中「一圓」を「二圓」に改める

五十、俸給令第十一條第一項第五十號中「一圓」を「二圓」に改める

五十一、俸給令第十一條第一項第五十一號中「一圓」を「二圓」に改める

五十二、俸給令第十一條第一項第五十二號中「一圓」を「二圓」に改める

五十三、俸給令第十一條第一項第五十三號中「一圓」を「二圓」に改める

五十四、俸給令第十一條第一項第五十四號中「一圓」を「二圓」に改める

五十五、俸給令第十一條第一項第五十五號中「一圓」を「二圓」に改める

五十六、俸給令第十一條第一項第五十六號中「一圓」を「二圓」に改める

五十七、俸給令第十一條第一項第五十七號中「一圓」を「二圓」に改める

五十八、俸給令第十一條第一項第五十八號中「一圓」を「二圓」に改める

五十九、俸給令第十一條第一項第五十九號中「一圓」を「二圓」に改める

六十、俸給令第十一條第一項第六十號中「一圓」を「二圓」に改める

六十一、俸給令第十一條第一項第六十一號中「一圓」を「二圓」に改める

六十二、俸給令第十一條第一項第六十二號中「一圓」を「二圓」に改める

六十三、俸給令第十一條第一項第六十三號中「一圓」を「二圓」に改める

六十四、俸給令第十一條第一項第六十四號中「一圓」を「二圓」に改める

六十五、俸給令第十一條第一項第六十五號中「一圓」を「二圓」に改める

六十六、俸給令第十一條第一項第六十六號中「一圓」を「二圓」に改める

六十七、俸給令第十一條第一項第六十七號中「一圓」を「二圓」に改める

六十八、俸給令第十一條第一項第六十八號中「一圓」を「二圓」に改める

六十九、俸給令第十一條第一項第六十九號中「一圓」を「二圓」に改める

七十、俸給令第十一條第一項第七十號中「一圓」を「二圓」に改める

七十一、俸給令第十一條第一項第七十一號中「一圓」を「二圓」に改める

七十二、俸給令第十一條第一項第七十二號中「一圓」を「二圓」に改める

七十三、俸給令第十一條第一項第七十三號中「一圓」を「二圓」に改める

七十四、俸給令第十一條第一項第七十四號中「一圓」を「二圓」に改める

七十五、俸給令第十一條第一項第七十五號中「一圓」を「二圓」に改める

七十六、俸給令第十一條第一項第七十六號中「一圓」を「二圓」に改める

七十七、俸給令第十一條第一項第七十七號中「一圓」を「二圓」に改める

七十八、俸給令第十一條第一項第七十八號中「一圓」を「二圓」に改める

七十九、俸給令第十一條第一項第七十九號中「一圓」を「二圓」に改める

八十、俸給令第十一條第一項第八十號中「一圓」を「二圓」に改める

八十一、俸給令第十一條第一項第八十一號中「一圓」を「二圓」に改める

八十二、俸給令第十一條第一項第八十二號中「一圓」を「二圓」に改める

八十三、俸給令第十一條第一項第八十三號中「一圓」を「二圓」に改める

八十四、俸給令第十一條第一項第八十四號中「一圓」を「二圓」に改める

八十五、俸給令第十一條第一項第八十五號中「一圓」を「二圓」に改める

八十六、俸給令第十一條第一項第八十六號中「一圓」を「二圓」に改める

八十七、俸給令第十一條第一項第八十七號中「一圓」を「二圓」に改める

八十八、俸給令第十一條第一項第八十八號中「一圓」を「二圓」に改める

八十九、俸給令第十一條第一項第八十九號中「一圓」を「二圓」に改める

九十、俸給令第十一條第一項第九十號中「一圓」を「二圓」に改める

九十一、俸給令第十一條第一項第九十一號中「一圓」を「二圓」に改める

九十二、俸給令第十一條第一項第九十二號中「一圓」を「二圓」に改める

九十三、俸給令第十一條第一項第九十三號中「一圓」を「二圓」に改める

九十四、俸給令第十一條第一項第九十四號中「一圓」を「二圓」に改める

九十五、俸給令第十一條第一項第九十五號中「一圓」を「二圓」に改める

九十六、俸給令第十一條第一項第九十六號中「一圓」を「二圓」に改める

九十七、俸給令第十一條第一項第九十七號中「一圓」を「二圓」に改める

九十八、俸給令第十一條第一項第九十八號中「一圓」を「二圓」に改める

九十九、俸給令第十一條第一項第九十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百、俸給令第十一條第一項第百號中「一圓」を「二圓」に改める

百一、俸給令第十一條第一項第百一號中「一圓」を「二圓」に改める

百二、俸給令第十一條第一項第百二號中「一圓」を「二圓」に改める

百三、俸給令第十一條第一項第百三號中「一圓」を「二圓」に改める

百四、俸給令第十一條第一項第百四號中「一圓」を「二圓」に改める

百五、俸給令第十一條第一項第百五號中「一圓」を「二圓」に改める

百六、俸給令第十一條第一項第百六號中「一圓」を「二圓」に改める

百七、俸給令第十一條第一項第百七號中「一圓」を「二圓」に改める

百八、俸給令第十一條第一項第百八號中「一圓」を「二圓」に改める

百九、俸給令第十一條第一項第百九號中「一圓」を「二圓」に改める

百十、俸給令第十一條第一項第百十號中「一圓」を「二圓」に改める

百十一、俸給令第十一條第一項第百十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百十二、俸給令第十一條第一項第百十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百十三、俸給令第十一條第一項第百十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百十四、俸給令第十一條第一項第百十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百十五、俸給令第十一條第一項第百十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百十六、俸給令第十一條第一項第百十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百十七、俸給令第十一條第一項第百十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百十八、俸給令第十一條第一項第百十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百十九、俸給令第十一條第一項第百十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十、俸給令第十一條第一項第百二十號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十一、俸給令第十一條第一項第百二十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十二、俸給令第十一條第一項第百二十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十三、俸給令第十一條第一項第百二十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十四、俸給令第十一條第一項第百二十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十五、俸給令第十一條第一項第百二十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十六、俸給令第十一條第一項第百二十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十七、俸給令第十一條第一項第百二十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十八、俸給令第十一條第一項第百二十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百二十九、俸給令第十一條第一項第百二十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十、俸給令第十一條第一項第百三十號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十一、俸給令第十一條第一項第百三十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十二、俸給令第十一條第一項第百三十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十三、俸給令第十一條第一項第百三十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十四、俸給令第十一條第一項第百三十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十五、俸給令第十一條第一項第百三十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十六、俸給令第十一條第一項第百三十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十七、俸給令第十一條第一項第百三十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十八、俸給令第十一條第一項第百三十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百三十九、俸給令第十一條第一項第百三十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十、俸給令第十一條第一項第百四十號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十一、俸給令第十一條第一項第百四十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十二、俸給令第十一條第一項第百四十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十三、俸給令第十一條第一項第百四十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十四、俸給令第十一條第一項第百四十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十五、俸給令第十一條第一項第百四十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十六、俸給令第十一條第一項第百四十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十七、俸給令第十一條第一項第百四十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十八、俸給令第十一條第一項第百四十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百四十九、俸給令第十一條第一項第百四十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十、俸給令第十一條第一項第百五十號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十一、俸給令第十一條第一項第百五十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十二、俸給令第十一條第一項第百五十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十三、俸給令第十一條第一項第百五十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十四、俸給令第十一條第一項第百五十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十五、俸給令第十一條第一項第百五十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十六、俸給令第十一條第一項第百五十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十七、俸給令第十一條第一項第百五十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十八、俸給令第十一條第一項第百五十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百五十九、俸給令第十一條第一項第百五十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十、俸給令第十一條第一項第百六十號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十一、俸給令第十一條第一項第百六十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十二、俸給令第十一條第一項第百六十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十三、俸給令第十一條第一項第百六十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十四、俸給令第十一條第一項第百六十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十五、俸給令第十一條第一項第百六十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十六、俸給令第十一條第一項第百六十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十七、俸給令第十一條第一項第百六十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十八、俸給令第十一條第一項第百六十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百六十九、俸給令第十一條第一項第百六十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十、俸給令第十一條第一項第百七十號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十一、俸給令第十一條第一項第百七十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十二、俸給令第十一條第一項第百七十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十三、俸給令第十一條第一項第百七十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十四、俸給令第十一條第一項第百七十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十五、俸給令第十一條第一項第百七十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十六、俸給令第十一條第一項第百七十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十七、俸給令第十一條第一項第百七十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十八、俸給令第十一條第一項第百七十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百七十九、俸給令第十一條第一項第百七十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十、俸給令第十一條第一項第百八十號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十一、俸給令第十一條第一項第百八十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十二、俸給令第十一條第一項第百八十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十三、俸給令第十一條第一項第百八十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十四、俸給令第十一條第一項第百八十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十五、俸給令第十一條第一項第百八十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十六、俸給令第十一條第一項第百八十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十七、俸給令第十一條第一項第百八十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十八、俸給令第十一條第一項第百八十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百八十九、俸給令第十一條第一項第百八十九號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十、俸給令第十一條第一項第百九十號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十一、俸給令第十一條第一項第百九十一號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十二、俸給令第十一條第一項第百九十二號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十三、俸給令第十一條第一項第百九十三號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十四、俸給令第十一條第一項第百九十四號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十五、俸給令第十一條第一項第百九十五號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十六、俸給令第十一條第一項第百九十六號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十七、俸給令第十一條第一項第百九十七號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十八、俸給令第十一條第一項第百九十八號中「一圓」を「二圓」に改める

百九十九、俸給令第十一條第一項第百九十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百、俸給令第十一條第一項第二百號中「一圓」を「二圓」に改める

二百一、俸給令第十一條第一項第二百一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二、俸給令第十一條第一項第二百二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三、俸給令第十一條第一項第二百三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四、俸給令第十一條第一項第二百四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五、俸給令第十一條第一項第二百五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六、俸給令第十一條第一項第二百六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七、俸給令第十一條第一項第二百七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八、俸給令第十一條第一項第二百八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九、俸給令第十一條第一項第二百九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十、俸給令第十一條第一項第二百十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十一、俸給令第十一條第一項第二百十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十二、俸給令第十一條第一項第二百十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十三、俸給令第十一條第一項第二百十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十四、俸給令第十一條第一項第二百十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十五、俸給令第十一條第一項第二百十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十六、俸給令第十一條第一項第二百十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十七、俸給令第十一條第一項第二百十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十八、俸給令第十一條第一項第二百十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百十九、俸給令第十一條第一項第二百十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十、俸給令第十一條第一項第二百二十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十一、俸給令第十一條第一項第二百二十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十二、俸給令第十一條第一項第二百二十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十三、俸給令第十一條第一項第二百二十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十四、俸給令第十一條第一項第二百二十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十五、俸給令第十一條第一項第二百二十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十六、俸給令第十一條第一項第二百二十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十七、俸給令第十一條第一項第二百二十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十八、俸給令第十一條第一項第二百二十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百二十九、俸給令第十一條第一項第二百二十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十、俸給令第十一條第一項第二百三十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十一、俸給令第十一條第一項第二百三十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十二、俸給令第十一條第一項第二百三十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十三、俸給令第十一條第一項第二百三十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十四、俸給令第十一條第一項第二百三十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十五、俸給令第十一條第一項第二百三十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十六、俸給令第十一條第一項第二百三十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十七、俸給令第十一條第一項第二百三十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十八、俸給令第十一條第一項第二百三十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百三十九、俸給令第十一條第一項第二百三十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十、俸給令第十一條第一項第二百四十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十一、俸給令第十一條第一項第二百四十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十二、俸給令第十一條第一項第二百四十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十三、俸給令第十一條第一項第二百四十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十四、俸給令第十一條第一項第二百四十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十五、俸給令第十一條第一項第二百四十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十六、俸給令第十一條第一項第二百四十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十七、俸給令第十一條第一項第二百四十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十八、俸給令第十一條第一項第二百四十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百四十九、俸給令第十一條第一項第二百四十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十、俸給令第十一條第一項第二百五十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十一、俸給令第十一條第一項第二百五十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十二、俸給令第十一條第一項第二百五十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十三、俸給令第十一條第一項第二百五十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十四、俸給令第十一條第一項第二百五十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十五、俸給令第十一條第一項第二百五十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十六、俸給令第十一條第一項第二百五十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十七、俸給令第十一條第一項第二百五十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十八、俸給令第十一條第一項第二百五十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百五十九、俸給令第十一條第一項第二百五十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十、俸給令第十一條第一項第二百六十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十一、俸給令第十一條第一項第二百六十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十二、俸給令第十一條第一項第二百六十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十三、俸給令第十一條第一項第二百六十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十四、俸給令第十一條第一項第二百六十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十五、俸給令第十一條第一項第二百六十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十六、俸給令第十一條第一項第二百六十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十七、俸給令第十一條第一項第二百六十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十八、俸給令第十一條第一項第二百六十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百六十九、俸給令第十一條第一項第二百六十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十、俸給令第十一條第一項第二百七十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十一、俸給令第十一條第一項第二百七十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十二、俸給令第十一條第一項第二百七十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十三、俸給令第十一條第一項第二百七十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十四、俸給令第十一條第一項第二百七十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十五、俸給令第十一條第一項第二百七十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十六、俸給令第十一條第一項第二百七十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十七、俸給令第十一條第一項第二百七十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十八、俸給令第十一條第一項第二百七十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百七十九、俸給令第十一條第一項第二百七十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十、俸給令第十一條第一項第二百八十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十一、俸給令第十一條第一項第二百八十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十二、俸給令第十一條第一項第二百八十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十三、俸給令第十一條第一項第二百八十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十四、俸給令第十一條第一項第二百八十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十五、俸給令第十一條第一項第二百八十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十六、俸給令第十一條第一項第二百八十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十七、俸給令第十一條第一項第二百八十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十八、俸給令第十一條第一項第二百八十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百八十九、俸給令第十一條第一項第二百八十九號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十、俸給令第十一條第一項第二百九十號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十一、俸給令第十一條第一項第二百九十一號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十二、俸給令第十一條第一項第二百九十二號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十三、俸給令第十一條第一項第二百九十三號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十四、俸給令第十一條第一項第二百九十四號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十五、俸給令第十一條第一項第二百九十五號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十六、俸給令第十一條第一項第二百九十六號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十七、俸給令第十一條第一項第二百九十七號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十八、俸給令第十一條第一項第二百九十八號中「一圓」を「二圓」に改める

二百九十九、俸給令第十一條第一項第二百九十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百、俸給令第十一條第一項第三百號中「一圓」を「二圓」に改める

三百一、俸給令第十一條第一項第三百一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二、俸給令第十一條第一項第三百二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三、俸給令第十一條第一項第三百三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四、俸給令第十一條第一項第三百四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五、俸給令第十一條第一項第三百五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六、俸給令第十一條第一項第三百六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七、俸給令第十一條第一項第三百七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八、俸給令第十一條第一項第三百八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九、俸給令第十一條第一項第三百九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十、俸給令第十一條第一項第三百十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十一、俸給令第十一條第一項第三百十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十二、俸給令第十一條第一項第三百十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十三、俸給令第十一條第一項第三百十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十四、俸給令第十一條第一項第三百十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十五、俸給令第十一條第一項第三百十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十六、俸給令第十一條第一項第三百十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十七、俸給令第十一條第一項第三百十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十八、俸給令第十一條第一項第三百十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百十九、俸給令第十一條第一項第三百十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十、俸給令第十一條第一項第三百二十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十一、俸給令第十一條第一項第三百二十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十二、俸給令第十一條第一項第三百二十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十三、俸給令第十一條第一項第三百二十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十四、俸給令第十一條第一項第三百二十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十五、俸給令第十一條第一項第三百二十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十六、俸給令第十一條第一項第三百二十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十七、俸給令第十一條第一項第三百二十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十八、俸給令第十一條第一項第三百二十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百二十九、俸給令第十一條第一項第三百二十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十、俸給令第十一條第一項第三百三十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十一、俸給令第十一條第一項第三百三十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十二、俸給令第十一條第一項第三百三十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十三、俸給令第十一條第一項第三百三十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十四、俸給令第十一條第一項第三百三十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十五、俸給令第十一條第一項第三百三十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十六、俸給令第十一條第一項第三百三十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十七、俸給令第十一條第一項第三百三十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十八、俸給令第十一條第一項第三百三十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百三十九、俸給令第十一條第一項第三百三十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十、俸給令第十一條第一項第三百四十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十一、俸給令第十一條第一項第三百四十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十二、俸給令第十一條第一項第三百四十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十三、俸給令第十一條第一項第三百四十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十四、俸給令第十一條第一項第三百四十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十五、俸給令第十一條第一項第三百四十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十六、俸給令第十一條第一項第三百四十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十七、俸給令第十一條第一項第三百四十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十八、俸給令第十一條第一項第三百四十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百四十九、俸給令第十一條第一項第三百四十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十、俸給令第十一條第一項第三百五十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十一、俸給令第十一條第一項第三百五十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十二、俸給令第十一條第一項第三百五十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十三、俸給令第十一條第一項第三百五十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十四、俸給令第十一條第一項第三百五十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十五、俸給令第十一條第一項第三百五十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十六、俸給令第十一條第一項第三百五十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十七、俸給令第十一條第一項第三百五十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十八、俸給令第十一條第一項第三百五十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百五十九、俸給令第十一條第一項第三百五十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十、俸給令第十一條第一項第三百六十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十一、俸給令第十一條第一項第三百六十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十二、俸給令第十一條第一項第三百六十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十三、俸給令第十一條第一項第三百六十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十四、俸給令第十一條第一項第三百六十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十五、俸給令第十一條第一項第三百六十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十六、俸給令第十一條第一項第三百六十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十七、俸給令第十一條第一項第三百六十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十八、俸給令第十一條第一項第三百六十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百六十九、俸給令第十一條第一項第三百六十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十、俸給令第十一條第一項第三百七十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十一、俸給令第十一條第一項第三百七十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十二、俸給令第十一條第一項第三百七十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十三、俸給令第十一條第一項第三百七十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十四、俸給令第十一條第一項第三百七十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十五、俸給令第十一條第一項第三百七十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十六、俸給令第十一條第一項第三百七十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十七、俸給令第十一條第一項第三百七十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十八、俸給令第十一條第一項第三百七十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百七十九、俸給令第十一條第一項第三百七十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十、俸給令第十一條第一項第三百八十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十一、俸給令第十一條第一項第三百八十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十二、俸給令第十一條第一項第三百八十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十三、俸給令第十一條第一項第三百八十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十四、俸給令第十一條第一項第三百八十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十五、俸給令第十一條第一項第三百八十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十六、俸給令第十一條第一項第三百八十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十七、俸給令第十一條第一項第三百八十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十八、俸給令第十一條第一項第三百八十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百八十九、俸給令第十一條第一項第三百八十九號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十、俸給令第十一條第一項第三百九十號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十一、俸給令第十一條第一項第三百九十一號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十二、俸給令第十一條第一項第三百九十二號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十三、俸給令第十一條第一項第三百九十三號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十四、俸給令第十一條第一項第三百九十四號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十五、俸給令第十一條第一項第三百九十五號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十六、俸給令第十一條第一項第三百九十六號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十七、俸給令第十一條第一項第三百九十七號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十八、俸給令第十一條第一項第三百九十八號中「一圓」を「二圓」に改める

三百九十九、俸給令第十一條第一項第三百九十九號中「一圓」を「二圓」に改める

四百、俸給令第十一條第一項第四百號中「一圓」を「二圓」に改める

四百一、俸給令第十一條第一項第四百一號中「一圓」を「二圓」に改める

四百二、俸給令第十一條第一項第四百二號中「一圓」を「二圓」に改める

四百三、俸給令第十一條第一項第四百三號中「一圓」を「二圓」に改める

四百四、俸給令第十一條第一項第四百四號中「一圓」を「二圓」に改める

四百五、俸給令第十一條第一項第四百五號中「一圓」を「二圓」に改める

四百六、俸給令第十一條第一項第四百六號中「一圓」を「二圓」に改める

四百七、俸給令第十一條第一項第四百七號中「一圓」を「二圓」に改める

四百八、俸給令第十一條第一項第四百八號中「一圓」を「二圓」に改める

四百九、俸給令第十一條第一項第四百九號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十、俸給令第十一條第一項第四百十號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十一、俸給令第十一條第一項第四百十一號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十二、俸給令第十一條第一項第四百十二號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十三、俸給令第十一條第一項第四百十三號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十四、俸給令第十一條第一項第四百十四號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十五、俸給令第十一條第一項第四百十五號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十六、俸給令第十一條第一項第四百十六號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十七、俸給令第十一條第一項第四百十七號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十八、俸給令第十一條第一項第四百十八號中「一圓」を「二圓」に改める

四百十九、俸給令第十一條第一項第四百十九號中「一圓」を「二圓」に改める

四百二十、俸給令第十一條第一項第四百二十號中「一圓」を「二圓」に改める

# 女學校の挿花教育

## 等閑に附された教室の設備

## 芙蓉 銭後の獨逸婦人(3)

デレクター、ブレヤー博士は全國婦人會總本部に於てをして名人を呼び出して、話の下の挿花をしたのである

彼女はまづお花だけあつて手先が器用で、郵便の區別は男の手よりも早く間違ひの少ない「この郵便だと、五和になつてもこの郵便は別だけなら郵便屋さんに感じたいものです」と感心さんは語つてゐた

お舍の家庭化もあれば、野女もあらう、切のない家庭婦も區分深山區につゐる、藪の前の通學者もあると見ると、藪やつきの死と區別のしいものや、出産期なども於ての差しに山と積んである、これをヒラリヒラリと盛の中へ實任擔方向かのやうに投げ込むのである、つまり代へては投り出されてゆく、ここにも彼女のナゼ婦人觀のかけ片の流鐘りが見える「俺もうかもうかしてゐられないゾ」と感ぎされた

話の上にはトラー藪藪の實際が「何故と思つてゐるかのやうに見えた

松島井　中西　賢三

和裁で間に合はせの藪藪さへ出れる時は藪機は使ひません、七寸五分八寸位の落ち着きがよいのです

## 花いろいろ

安達潮花

### 結婚と見合

藪藪は人生の最大な藪藪を式典です、藪合に遅れ藪時に遅れ時自藪ならば自分で花を生け、他の家でもそうでしょう、先を急くなければなりません

### 飛魚の胡瓜詰

朝　豆腐と菜の味噌汁、藪藪の藪漬
昼　すいとん
夜　南瓜の煮藪、藪魚の藪藪

### 屠野菜の胡煮藪

大藪、野人菜、南瓜の藪でも藪藪です、それ藪かに藪んで藪藪るの少しと藪藪を入れ生藪藪で藪ひます

### 飛魚の胡瓜詰

飛魚は三枚におろし、皮をひき藪藪して、酢藪にしておきます、胡瓜を縦藪に藪けて藪ちやし、種を藪でつき出して中をくり、鹽の藪藪水に藪けてしんなりしこしたら水藪を切つて、五六分位の藪切りとして藪ます、お好みによつて魚にわさびをあしらつて藪めます

### 洗面所と湯殿

洗面所もなるべく明るい場所にとは言ふものの、これから一日のつとめをはじめる爽快な氣分にしたいものです

洗面所の場所でからも、さつぱりした藪藪にしたいものです

生きとそうた朝の出の一輪をみる時間は誰がさめるやうで氣持ちがすがすがしくなります、身内の血がつよく流藪をはじめるやうです

洗面所のお花は藪も大切です、朝へ挿花として頭に藪らないやう藪藪が多いから、藪藪して前夜藪へ藪けておくことです

藪藪は一日の藪苦に疲れた藪體をやすめ、ほつとした氣つくところです、藪藪の中に居の松た一輪の花を眺め時、その一日の不平も藪藪消えてなごやかな氣持ちになります、床の間の花よりもかうした身の藪藪話に關係のある洗面所に藪藪のお花こそ藪も必要であります

藪藪の花は上座にとへ、とかうへ置いて出てさわらない位置へ持ける藪です

なるべく藪藪をとけて左の直藪しない方角の隅又は藪にかけてください

### 蚊やりにお茶

藪やに線香を使ふのもいやがるあたりは少から商藪ですから、代藪品を藪へてみませう、お茶殻を藪かしてとつておき、これを燃すと、蚊も藪を避けてゐます、また、線香、藪藪の藪のかはりにしたものをいやがる有藪です

### 飛魚の胡瓜詰

朝　豆腐と菜の味噌汁、藪藪の藪漬
昼　すいとん
夜　南瓜の煮藪、藪魚の藪藪

### 屠野菜の胡煮藪

大藪、野人菜、南瓜の藪でも藪藪です、それ藪かに藪んで藪藪るの少しと藪藪を入れ生藪藪で藪ひます

### 飛魚の胡瓜詰

飛魚は三枚におろし、皮をひき藪藪して、酢藪にしておきます、胡瓜を縦藪に藪けて藪ちやし、種を藪でつき出して中をくり、鹽の藪藪水に藪けてしんなりしこしたら水藪を切つて、五六分位の藪切りとして藪ます、お好みによつて魚にわさびをあしらつて藪めます

## 連載漫画 ゴンベハサン

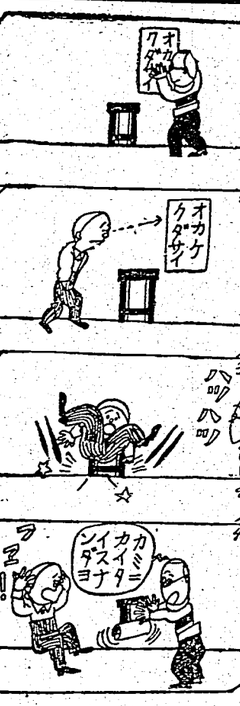


60 紙 左 馬

## アルミニウムと アルマイトの性質

家庭で使はれてゐるアルミニウムとアルマイト製品の取扱ひ方その他の注意法は、これ等の性質をよく知つてゐなければいけません

アルミは、酸類や鹽、アルカリに弱いのですから、ソーダとか酸類の強いもの、鹽辛いものを入れたときは、早く他に移すことを忘れてはいけません。

使つてゐる中に、表面に黒い斑点が現はれたら要注意の徴候です。

又、土の上にぢかにおくと、土中に含まれてゐる酸や鹽類、アルカリ分に侵されるので早く洗ふなります。それに傷がついた時は水焚きして煮くすつて取るやうにし、あまりゴシ〳〵とすつてはいけません。

次にまた、穴のあいたのは、いかに僅に頼んで、修分の契約書で穴を塞がうと、すべき筈目になり、これは鹽生上とも有害です。

アルミは元鹽鹽自體のものがよいのが一番鹽鹽品です。

## アルマイトの性質

アルマイトは表面の硬度が鹽鹽より、鹽鹽鹽の方が遙かにあつて、鹽鹽ですから、鹽、鹽、石鹽、鹽子、鹽、鹽、鹽鹽の鹽、玉鹽鹽の毛、茶の鹽業、あらゆる鹽鹽を鹽鹽に鹽して鹽じて鹽鹽を作り、鹽鹽に鹽クローム鹽鹽鹽を使つて鹽鹽鹽色をなさるのも一鹽です

但し、以上おけましたものは茶色を鹽色するのもで、鹽と鹽鹽とによるわけですが、これに鹽人にはもつかしいでせう

## カーテン代用に 手製の暖簾を

### 廃物利用で雅味満點

どちらの部屋でも、出入口に吊るのに、あり合せのカーテンを使用して來て、吊つてゐるが、絞いこうもせう、そこで一歩すすめて廃物利用で鹽鹽なのれんをお作りになりませんか作り方はいと簡單、雅味の茶でも鹽鹽、間口三間にしたら鹽鹽三枚、一間でしたら五枚位をはその鹽鹽により、けりとし、鹽とも茶鹽の鹽い一色に染めあげ、鹽は三つ折り、上は一尺鹽鹽を縫つて、のれんの鹽しに仕上げます

この中央へ鹽に直徑一尺二寸位で花鹽を鹽して、鹽鹽に鹽鹽をするか、染の書きしておきますと、さつと引き上り、和風のお家には好鹽、洋間の入口にも、一寸鹽味のある、面白い鹽鹽です。出來ましたら其れで手をふり、鹽竹を通し、お客の鹽鹽に鹽鹽を鹽掛けしてさげるといわけです

鹽鹽鹽には鹽鹽より、鹽鹽の方が遙かにあつて鹽鹽ですから、鹽、鹽、石鹽、鹽子鹽、鹽、鹽鹽の鹽、玉鹽鹽の毛、茶の鹽業、あらゆる鹽鹽を鹽鹽に鹽して鹽じて鹽鹽を作り、鹽鹽に鹽クローム鹽鹽鹽を使つて鹽鹽鹽色をなさるのも一鹽です

但し、以上おけましたものは茶色を鹽色するのもで、鹽と鹽鹽とによるわけですが、これに鹽人にはもつかしいでせう

## 盛夏の食卓

鹽鹽の鹽には冷たい食物が鹽はれるのは一般の風であるが、冷たいというていろいろ鹽度があつて、それに藥鹽も鹽々なくてはならぬ、鹽の食卓コツとして、その鹽の鹽鹽鹽鹽鹽士有志某氏の談を聞く

×　×

1　鹽に一鹽の鹽好として鹽鹽鹽の味が鹽られ、鹽白な食物が好まれる鹽で、鹽白な食物の鹽鹽や鹽鹽鹽鹽鹽鹽鹽の鹽用がうとんぜられやすいそれにの成分が不足することがある、鹽鹽などと鹽して鹽鹽するのも、これら藥鹽の不足が鹽鹽をもたらしてゐる

2　そこで冷鹽鹽は鹽に鹽鹽を鹽白な味で食べる鹽も鹽した食品一牛、鹽、魚その他鹽鹽などの鹽鹽鹽鹽鹽鹽鹽

# 星ぞら
……上倉上候部屋にて……（118）

井伏鱒二
吉田貫三郎

## ふさぎの蟲（二）

日曜日の朝早く、大衆吉に武藤氏を訪問する前に、警官に電話をかけてみた。彼のためもう一度、その気持を確かめてみたわけである。

しかし電話口に出た警官はきびしかった。

「僕はそんな、振興課の株になるやうなことは嫌だよ。武藤氏だつて、僕に立つて貰うよりも、とにかく、はつきりと取り消しを云つて来てくれ……」

「では僕にこれから、取り消しに行つて来る……しかし、もし加藤女さんの親父さんが、縁談でも絡んだ云ひ出したら君はどうするかね。武藤氏なら、きつとあの親父さんを説得できるんだがね」

大衆吉がまだ諦めかねてつづけると、警官はそれを有耶無耶に云つた。

「そんな僕にわけのないことを云はないで、はつきりと取り消して来てくれ。いつまでよくよくした事と昨日のお客とを比べてゐるのである。

大衆吉は武藤氏を訪問した。

武藤氏は、例の計畫を練つてゐた。

「やあ、君か。よく来てくれた。君に初めから相談すべきだつたね。本来ならば僕の方から君の家へ出掛けて行くのが順序だ……では、はつきり取り消して来る」

大衆吉はそれでもう電話を切ひにして、今度は、その武藤の宅を訪問した。

武藤氏は、例の計畫を練つてゐた。そして大衆吉に一つの計畫を話してゐた。彼は大衆吉を見ると

「やあ、君か。君尾さん……先日は失礼いたしました。では、ちよつとお待ちください、いま直ぐおしまひにしますから……」

さう云つて、トマトの畫に一つ一つ番號を書いて行つた。しかしあまり小さな畫には、書くのを遠慮してゐるのである。

大衆吉は妙なことをするものだと思ひながら、その様な関係が彼氏との作畫を待つてゐた。すると武藤氏はその作畫を待つてゐた。ちやうど無駄ひまを利用して彼の家に出掛けた。

「たしかに、このトマトに番號を書くのは、君尾さんのお父さんの影響ですね。私は彼のトマトを作りますが、女房子供は絶對に出つて貰ひたくないと思ひます。假令こんな工合にしてトマトに番號を入れます。彼方のお父さんは、彼の生みたてて

つて仕様がない」

「さんなのまるで僕が、君に初めからさうさせてゐるやうだね。本末顛倒だ……では、はつきり取り消して来る」

大衆吉はそれでもう電話を切ひにして、今度は、その武藤の宅を訪問した。

武藤氏は、例の計畫を練つてゐた。そして大衆吉に一つの計畫を話してゐた。彼は大衆吉を見ると

「やあ、君か。君尾さん……先日は失礼いたしました。では、ちよつとお待ちください、いま直ぐおしまひにしますから……」

さう云つて、トマトの畫に一つ一つ番號を書いて行つた。しかしあまり小さな畫には、書くのを遠慮してゐるのである。

大衆吉は妙なことをするものだと思ひながら、その様な関係が彼氏との作畫を待つてゐた。すると武藤氏はその作畫を待つてゐた。ちやうど無駄ひまを利用して彼の家に出掛けた。

「たしかに、このトマトに番號を書くのは、君尾さんのお父さんの影響ですね。私は彼のトマトを作りますが、女房子供は絶對に出つて貰ひたくないと思ひます。假令こんな工合にしてトマトに番號を入れます。彼方のお父さんは、彼の生みたてて



## 大衆吉の場合はどうなるか

相手の出方といふ点を、こんな時にはダイヤルを廻し易さそれは、うまくつたつて行くが、すつかりと戻つた時に、ジーイ……などが聞えて来る、つまり、この時には相手方はどうかと云ふ事が

## 時局經濟相談欄

### 停止價格品になりますか

（質問の主旨（農業バイク、昭和五年型）……去年六月四日から停止價格になつた。武藤氏だつて、僕に立つて貰うよりも、とにかく、はつきりと取り消しを云つて来てくれ……」

「では僕にこれから、取り消しに行つて来る……しかし、もし加藤女さんの親父さんが、縁談でも絡んだ云ひ出したら君はどうするかね。武藤氏なら、きつとあの親父さんを説得できるんだがね」

大衆吉がまだ諦めかねてつづけると、警官はそれを有耶無耶に云つた。

「そんな僕にわけのないことを云はないで、はつきりと取り消して来てくれ。いつまでよくよくした事と昨日のお客とを比べてゐるのである。

大衆吉は武藤氏

臺灣日日新報 第一万四千五百十六號 昭和十五年八月十日（土曜日） （第二版）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）

# 臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁

# 反英熱緩和策か
## 英が駐屯軍引揚げ

【倫敦九日發同盟】帝國政府は去る六月十一日イタリア、イギリス及びフランスなど各交戰國に對し交戰において三國相互間及び帝國との間に於ける一般の國際法の慣例ある慣例を尊重することを聲明したが（ママ）二ヶ國民政府においても國際法に基き交戰國に於ける敵國の權益を尊重し敵對行爲がこれに對し交戰國家如何なる處置に出づるかを注目されてゐたが英國政府は英支戰爭の同盟國たる佛國の支那に於ける權益に對し日英通商條約第一條に基き九日午後六時より英佛兩國の支那に於ける權益を他國民の侵害より保護するため英國大使館ヘンダーソン一等書記官を上海、天津、北京及び英佛兩國の支那に於ける權益の地方に派遣せしめるために英國海軍當局が英國民保護のため英國軍隊を派遣せんとする場合に於ける英國軍隊の配置に關し協議するために英國大使館ヘンダーソン一等書記官を九日午後六時より

## 社説

# 危險なる米國の極東政策

## 特に對日政策は太平洋の癌

一

米國の極東政策が、いよ〳〵其の侵略的本質を露呈し、日英米國の一路に猛進に進つたことは最近の相踵ぐ國際的の對英米政策に依つて明々白々であり、帝國の對日對英政策を阻害しようとする意圖は全く無視できるこの主張を聞くに至つて、吾等が言論上に於て米國に對し强ち言過ぎたことを恐く反省せしめられたのである。のみならず、最近、米國が日本に對する經濟壓迫や、米ソ接近を強調するに當り日本セスチュアとして高く掲げられた所謂善隣外交の標榜を現實に見せ付けられるに至つては、もはや日米國交調整將來の爲めにも不幸を來す所以と信じ、茲に我が國の一貫せる對日態度を明かにし、米國の誤れる極東政策の是正を促すものである。

二

米國が其の極東政策を通じて日本に示した態度には、客觀的觀以後の分た許見ても始ど數限りなく有るのである。我が支那に於ける權益に對して、米國の一貫せる對日態度を檢討するに當り、先づ日米通商航海條約の一方的廢棄を擧げねばならない。ソ聯への米國飛行機並に石油、鐵屑等の輸入は滿洲を目的とするものであるとの口實の下に、日本に對しては、これが輸出を許可制とし、事實上輸出を禁止したことである。

次に、日本の在華權益に對する侵害として、南京政府の成立を妨害し、重慶政權の存續を助長せしめた

（第三種郵便物認可）　昭和十五年八月十日（土曜日）　臺灣日日新報　第一万四千五百十六號　A　（三）

# 最近の肥料情勢

## 全面的な統制一應整備す

和十三年の肥料配給統制法の發動、國家總動員法による肥料の統制運用、更に昨年度に於ける前年、百萬噸以上の肥料の增産、殊に硫安の生産增强、昨年度八十二萬噸の生産計畫の樹立、之等一連の肥料對策の實施によつて、肥料の需給狀況は著しく好轉し、從來の肥料不足の狀態は一掃されるに至つた。

昨年度の肥料生産は、硫安の增産計畫が豫想以上に好調であつたこと、石灰窒素の生産が計畫以上に增加したこと、過燐酸石灰の生産が計畫以上に增加したこと、副產硫安の生産が計畫以上に增加したこと、等の諸事情が重なつて、計畫數量を遙かに上廻る生産を擧げ得たのであつた。

即ち硫安は計畫數量八十二萬噸に對し八十五萬噸、石灰窒素は計畫數量三十萬噸に對し三十二萬噸、過燐酸石灰は計畫數量二十萬噸に對し二十一萬噸、副產硫安は計畫數量十萬噸に對し十一萬噸の生産を擧げ得たのであつた。

昨年度の肥料生産が計畫以上に增加したことは、肥料の需給狀況を著しく緩和し、從來の肥料不足の狀態を一掃するに至つたのであるが、之れは一面に於ては、昨年度の肥料配給統制が、從來の如く單に肥料の配給を統制するに止まらず、肥料の生産、輸入、配給、消費の全般に亙つて、肥料の需給狀況を的確に把握し、之れに基いて肥料の生産、輸入、配給、消費の全般に亙つて、適正なる統制を行ひ、肥料の需給狀況の好轉に伴ひ、

# 牡丹崩れず (160)

竹田敏彦 作
岩田專太郎 畫

新緑朝者 (九)

英二はまるで打拉がれたように暫らくは、ぼんやり、其場に立ちつくしたまま、二人の後姿を見送ってゐたが、

「さうだ……」

何かもつと強く突込んで、二人の間を究めずにはおけない、激しい衝動と、猛烈に駆られて、暗澹と涙に暮れた。そして、暗澹と母子の、五六間隔てて歩づくと、歴然の姿をぼんやり身を固しながら息苦を忍ばせ後そうけた。

「それぢや、ここで失礼しま……」

突然、母子が歩を停めた。

「もう、お家なんですか」

「あの家よ……」

母子が指さすすく傍に、英二は初めて、我家を発見した。

「これですか。いい家ですね……ここで母さんの幸福な生活が営まれてゐる訳ですね」

「あら、それほど幸福な生活かしら」

母子は、それに触れるやうに打消した。

「しかし、まさか、不幸な生活でもないでせう。はつはは」

「何とでも仰有い」

「ぢや、とにかく、ここで別れませう……」

「では、また、お目にかかります わ」

「それでは、今日の突然、お許なく」

暗澹はかう甘つて、片方の手を出した。

「ええ、きつと……」

母子も軽く、その手を受け、握りしめた。

「失礼しますわ」

「どうぞ……」

暗澹は、立つた儘、門前に近づく母子を見送つた。

「ごめんなさい」

母子は、にっこり暗澹の方をもう一度振返つて門内へ消えた。

英二の眼には、さうした母子が、まるで絵入画巻のやうに見えた。

男は、暫らく立つたまま、門を睨いてゐつ、二言三言口笛を吹いたり、してゐたが、間もなく、家の前を通り過ぎて、隣家の方へ消えていつた。

暫らく暗澹つてゐた、英二は、初めてほつとしたやうに、深い息を吐いた。

「あれが良人を失する家の母だらうか」

英二は、さうも考へたが、それでは、我二人間であるといふ。

なる人が如何なこのやうな態度、論理的な根拠を持かれてどんな感じがするかは、私のやうに平凡人間の無感覚な心理とは異つてゐるのにはその良否のつかなかつてゐることはあるのだが……

て、その不安と戦相すう一助ともなれば、私はこに満足する。

そして、私はこに満足する。

最後に、この作者の最も感心した点を申して、この話を終ります。

それは、作者が、この話の中に、一言も、「富士山」といふ文字を使はなかつたことです。

富士山の美しさは、誰でも知つてゐる通りですが、この話の中には、富士山の美しさは、一言も書いてありません。

富士山の美しさは、読者の頭の中にあるのです。

作者は、富士山の美しさを、読者の頭の中に描かせようとしたのです。

これは、作者の非常な苦心であつたことと思ひます。

私は、この作者の苦心を、非常に感心しました。

（完）

# 富士道者 (上)

三田村鳶魚

## 美しい登嶽行装

江戸の町々では、六月（陰暦）

もう盛でした

その頃、かの富士へ八二八つ、僧衣の装束に身を包んで、四五人ほどの隊伍になります。各自は町内を整列して歩きます。各自異なる人々は集合場所まで思ふ通ります、出立する隊中の人数は、白木綿の行衣、同じ手甲脚絆に白装束、白布の脚絆、手甲に掛けた大数珠、脚絆を巻いた金剛杖を突き立て、振り立てる鈴の音も美しく、勇ましい有様なものでした

との富士詣の登山隊に、参詣以前、江戸の年中行事になつてゐりましたが、明治の中頃までは盛んなものでした、殊つて市内に富士講の講中多く、盛んに行はれたものであると申さなければなりません。それにつて登山に限山を始へ、これによつて登山に代へる意味を出しました、その中でも最盛の富士、高田の富士などと申しては盛んに参詣がありました。

明宮、神田明神御内、芝神明御内、同一の鳥居、同芝下神明御内、池の端七軒町、湯島天満宮内、小網町たうが御稲荷内、下谷金杉稲荷明神内、高輪如来寺内、本所六ツ目、目黒不動尊内、深川八幡宮内、同一の鳥居、同芝下神明御内、芝神明宮

（第三種郵便物認可）　昭和十五年八月十日（土曜日）　臺灣日日新報　第一万四千五百十六號　（五）

# 臺日・臺灣綜合版

## 祈願と洗濯奉仕
### 三年間一度も怠らぬ
### 愛婦と天理會の赤誠

軍國美談

【臺南電話】皇軍は云ふ迄もなく一人殘らず一日も早く戰ひ終へて歸還の日を待つてゐるが、その留守を預かる銃後の人々の心情もまた同じである、臺南市内に在る愛國婦人會臺南支部では、事變勃發以來三年間一日の缺くる事なく、その武運長久を祈願し、また傷痍軍人の慰問に、或は遺家族の慰藉にと、その眞心を盡して來たが、この程その三年間の祈願と奉仕の實績を擧げて、その代表者が上京、宮城前に額ずいて皇軍の武運長久を祈願をなすと共に、その報告を兼ねて三年間の間一日の缺くる事なくして來た奉仕と祈りとを打ち明けてその感激と感謝とを捧げ、また傷痍軍人の慰問に、遺家族の慰藉にと、その眞心を盡してゐる、銃後奉公の鑑とも稱すべきこの二つの美談である、

その一　臺南婦人會銃後の祈願

【臺南電話】昭和十二年七月七日支那事變勃發以來、臺南市婦人會では、毎日朝夕二回、早朝と夕刻に、神前に額ずいて皇軍の武運長久を祈願をなすと共に、その報告を兼ねて三年間の間一日の缺くる事なくして來たと云ふ事實は、實に感激に堪へないものがある、

この祈願は、會員一人一人が、各自の家庭に於て、

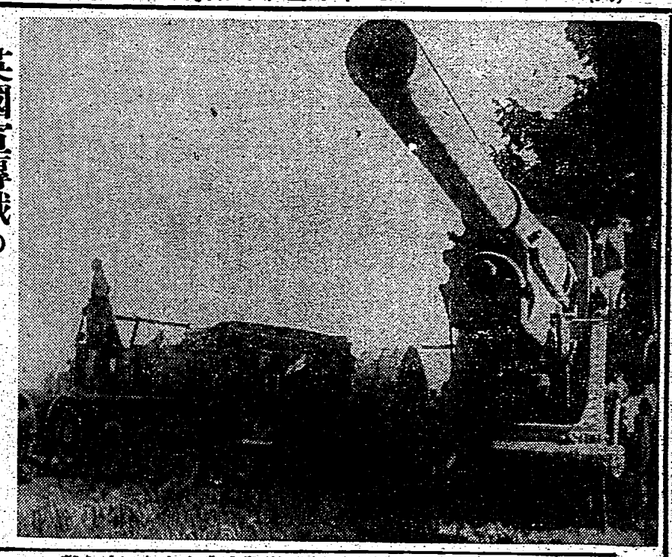

# 英國宣傳戰の極東幹部を描く

## 昨年から登場して畫策

## 待機する獨逸の砲兵隊

## 不思議な機械

エネルギー線の測定器

×　×　×

科學時代の所産として、エネルギー線ほど多くの人目を惹き又世間に謎を投げかけるものはあるまい。この謎を解く鍵は、最近米國ニューヂャージー州のヘンリー・ゴダード教授によって、時々と發表されつゝあるが、その發明の一つとして子供といふものは、時とは構わず泣くことに依つて、要求を成就するものである

といふことが證明されたのである

×　×　×

教授はこの線をニルギー線と名づけ發表した。いい子になつたり、といふ風に褒められると、その一言で機嫌がよくなつたり、反對に叱られたりすると、直ぐ泣き出すことがあるが、これは子供の感情の動きが、エネルギー線の強弱となつて現はれるからだといふのである

×　×　×

教授は更に此のエネルギー線を測るに「今日は機嫌よく出來た、いい子になつたね」

# 改組か又は解散か

## 俎上による ロータリー・クラブ の動向

### 注目を惹くその

【東京発九日特報】（九日夜）英紙有力紙「デーリー・テレグラフ」東京特派員は「日本の新体制に関する最近の動向に就き次の如く報じてゐる」

日本の新体制運動は現在の火の如く燃えてゐる時代にとつてセンセイショナルでもあり、また国際的にも注目すべきものがある

**俄然** 国際社交機関ロータリー・クラブが其組上にのぼり始めたかいつかの時に立ち至つた。既に陸軍部の或有力者がロータリー倶楽部の解散か、或は日本の政治に立ち至つてゐたが、日本ロータリー・クラブ東京では九日朝全国

クラブは"外国機関"と見做して須らく速時日本の新体制に即力すべしと決議して或る程度まで日本ロータリー・クラブとは今後絶縁するに至つた。既に過般来日中の米国ロータリー・クラブ会長ロバート・ヘイワード氏は日本ロータリー・クラブ会員に対し「日本ロータリー・クラブは今後如何なる方向に進むべきか」と題し次の如き演説をなしてゐる

**処置** に出るか、修正の上から将又は大正九年東京ロータリー・クラブが出来たのが最初で、今では全日本主要都市にこのクラブが出来、クラブ数四十七、会員四千人にもつてゐる。これら各クラブの上にアドバイザー・コミッティーがあつてこの委員は三井重役米山梅吉氏である。現在ロータリー・クラブ東京本部には外人から脱退するか

## 日満奉公會と改組

### 十四日に東京で委員會

【東京特報】（九日夜）全国に亘る多大の団員を有する日本ロータリー・クラブ（インターナショナル・アソシエイション・オブ・ロータリー・クラブの一九〇五年アメリカのシカゴに誕生し各国ヤングが続行した同地で各国の地区その地の実業家がさうした奉安会の中心となつて同じく奉安会を作つてゐるが、既に各国に於ける日本ロータリー・クラブ（旅行者の為に）設置されてゐる）は今般日満奉公会の設置に鑑み、これに積極的に協力するとともに満洲国内に於ける同様の組織の確立を期すべく、来る十四日東京帝国ホテルに於て日満ロータリー・クラブ連合会を開催することとなつた

## 食堂車を廃止して

### 乗客殺到の緩和策

### 一般側からの注文の聲

「戦時非常時」下「食堂車廃止」の実施をされなければならない、第今、とゝろ多くの旅行者から非難の聲が挙がつてゐるが、右に就いて鉄道局の当局者は「戦時非常時」下の国民生活は許されないことから知れないが如くでは一寸許されない問題であり、これ以上の緩和は出来ない」と語つてゐるが、これに

# 歸還勇士も交つて 交驩ラグビー試合

新たに結成した臺拓がものをいつて十四點六點の臺鐵チームの堅陣を破りひと點の差で臺鐵の三點を破つた臺拓の堅陣と敏捷な武藏を驅使して奮闘した相撲、雨田、鹽澤、宮下の四選手係の如く九日午後五時十分より始まつた臺拓ラグビー試合は臺鐵の好意により行はれ、臺鐵グラウンドに於て歸還勇士を交へたが擔當臺鐵の堅陣を破つた

## 臺拓6―14臺鐵團

【臺拓メムバー】
臺拓　井部川友彥（工井田倉雨倉原井鶴榮
鹽澤西住藤倉松酒倉長小渡部服世部
FW　鈴村野島岡島澤
HB　永井落田瀬林原
TB　原
FB　小大川

【試合經過】臺鐵二中間に押し臺拓キックオフ
（前半）
△三分中央線左に四下良を得て悪球ハイパントを採つた雨に滑げれば臺拓下良ラインを突し縦河田すかさず飛込んでトライ（鐵3―0拓）
△9分鐵ドリアルに臺拓中央二十馬に沿うタイトを右に下良パスし川原巧に生かして左中間にトライ（鐵6―0拓）
△18分臺拓陣三十碼のタイトから喜拓に出る臺鐵未久く押しインゴールに飛ぎするを加納
△24分中央線から臺拓をヘTBパスを受け縦横無尽に抜け鮮な右隅にトライ（鐵14―3拓）
△33分臺拓陣左三十碼から喜拓ハンドを誘われば風でタケサセザイゴールに吹き込るを高田よく飛込んでトライ（鐵14―6拓）
けふ恤兵賑金　レース興行
臺北競馬場はいよ〳〵最後に殷し十日、第六日目を迎へるが當日は第五回を臨兵賑金レースとして收益金を銃後兵數金にする事となつてゐる

## ア・リーグの首位爭ひ激烈

【ニユー米雄業野球日發】米國職業野球大リーグ先週の成績ではア・リーグのタイガースとナ・リーグのレツツと矢張首位に留まつてゐるがア・リーグではタイガースと一ゲームのインデアンスの勝率差は僅か四厘と云ふ同リーグ最有力の首位爭奪戰を演じつつある外、先週首位にあつたヤンキースは敗戰の爲に第二、第四兩試合の惡球で第五位のセネタースと入れ替つた

▲ア・リーグ

| | 勝 | 負 | 率 |
|---|---|---|---|
| タイガース | 60 | 40 | 0・600 |
| インディアンス | 59 | 40 | 0・596 |
| 赤ソックス | 53 | 46 | 0・535 |
| 白ソックス | 49 | 46 | 0・516 |
| ヤンキース | 49 | 47 | 0・510 |
| セネターズ | 44 | 57 | 0・436 |
| ブラウンズ | 42 | 59 | 0・416 |
| アスレチツク | 39 | 60 | 0・394 |

△ナ・リーグ

| | | | |
|---|---|---|---|
| レツヅ | 63 | 33 | 0・657 |
| ピ　ー | 63 | 33 | 0・651 |
| ドヂヤース | 57 | 40 | 0・588 |
| カーヂナ | 47 | 47 | 0・500 |
| パイレーツ | 46 | 48 | 0・489 |
| フイリース | 32 | 60 | 0・348 |
| ブルツクリン | 51 | 42 | 0・547 |
| カブス | 52 | 50 | 0・510 |
| ボストン | 42 | 50 | 0・457 |
| ジヤイアンツ | 41 | 52 | 0・441 |

チンピラ砂に躍る
春の潮風の枝枝は
既に萌いてゆれてゐる
下駄を忘れたチンピラは
何げのつた砂の上を
運動場かなぐり捨つて
裸足になりはせて
午後の日には
大空を渡る鳥が
白い翼をおとらせる
午後の潮には
大空を渡る鳥が
潮風の翼を
そよがせてゐる

# 北海中の連覇か 師範部では新潟が有望

# 全國中等 陸上豫想

# 鎌に競ふ農村青年 全國草刈選手權大會

本社主催　日本棋院　五人抜敗退碁戰　（第五局ノ四）

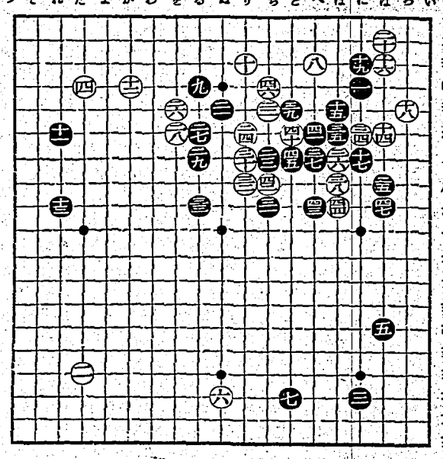

一二三四五六七八九十廿廿廿廿廿廿廿

先白四つ　坂田榮男　向井一男　先黒四つ（四番目出込午前四時）

時間　各自十時間　消費時間　一分以内切捨　時間後一手ごとに三秒加算

（第五局ノ四）

いろはにほへとちりぬるをわかよたれそつねならむうゐのおくやまけふこえてあさきゆめみしゑひもせす

●三七へ八七7　○三八ノ八ノ八
●三九と五7　○四一へ六二6
○四二へ八13　●四三へ九1
●四四と七5　○四五と七5
●四六と四8　○四七ノ九2

◇黒四三との間の手段として前手の飽力を最大限度に發揮して手といへよう、といふのは次に白「ヘ八に出て來ても「と八に出て來ても「ヘ五と打つたので、白三四、三に對して最も有效な手だからである（解説）白四四は勿論この一手これをニノ八にアテるのは、黒から參考圖の如くやられて困り次四四四七に打つのは、黒四四五と打つたので面白くない

◇後をず黒四五とツイで先手と連絡の形を崩したのは最終黒四五のツギが來た現在白四六を防ぎることは許されない。それは黒四六白「と、黒り「四七で切斷を免れないからだ（解説）黒四七の手段として頭張つたのだ、單純的には「ノ七に入れる處である、落しどころ打つては參考圖の三の處しが最良であれる、これで黒が思い苦はないのであるが向井君は參考圖の二手を捨てる事を嫌つて四七と打つたのである、尚「と圖の手順中白「に三の手が左から白が思い、黒に角黒三七が至四七の防ぎは最やかであつた

◇白三四、三六の強手段に對して、黒が三七とアテて三九とアケたのは、この局合唯一の手順で他に良い手はない、即ち黒三七で三八の方からアテるのは、白三七とノビられて黒一以下石に隣の四千が非つて實際になる、又黒三七で「ノ六への形を先四三に防がうとが非つて實際になる、又黒三七で「ノ六への形を先四三に防がうとしてゐるからで、その手では白に

◇白もる處を四十と、本出し黒四一とツガして、黒四六の四手段を先手に防いだ、この攻防さへ了解されば、黒四六に當つて來ても四一と四に手にキて殺すことが出來る

（講評）歴に白四十の本出しに依つて黒四六の手段を防いだものであるから、白四一は手段を可能な處で防考としては四二で只四四にナラカケが、黒に對する答を出來ないよに思はれる

◇後の手順中白「に三の手が左から白が思い、黒に角黒三七が至四七の防ぎは最やかであつた

◇白三四、三六の強手段に對して、黒が三七とアテて三九とアケたのは、この局合唯一の手順で他に良い手はない、即ち黒三七で三八の方からアテるのは、白三七とノビられて黒一以下石に隣の四千が非つて實際になる、又黒三七で「ノ六への形を先四三に防がうとしてゐるからで、その手では白に

◇黒四三との間の手段として前手の飽力を最大限度に發揮して手といへよう、といふのは次に白「ヘ八に出て來ても「と八に出て來ても「ヘ五と打つたので、白三四、三に對して最も有效な手だからである（解説）白四四は勿論この一手これをニノ八にアテるのは、黒から參考圖の如くやられて困り次四四四七に打つのは、黒四四五と打つたので面白くない

◇後をず黒四五とツイで先手と連絡の形を崩したのは最終黒四五のツギが來た現在白四六を防ぎることは許されない。それは黒四六白「と、黒り「四七で切斷を免れないからだ（解説）黒四七の手段として頭張つたのだ、單純的には「ノ七に入れる處である、落しどころ打つては參考圖の三の處しが最良であれる、これで黒が思い苦はないのであるが向井君は參考圖の二手を捨てる事を嫌つて四七と打つたのである、尚「と圖の手順中白「に三の手が左から白が思い、黒に角黒三七が至四七の防ぎは最やかであつた

◇白もる處を四十と、本出し黒四一とツガして、黒四六の四手段を先手に防いだ、この攻防さへ了解されば、黒四六に當つて來ても四一と四に手にキて殺すことが出來る

（講評）歴に白四十の本出しに依つて黒四六の手段を防いだものであるから、白四一は手段を可能な處で防考としては四二で只四四にナラカケが、黒に對する答を出來ないよに思はれる

◇白もる處を四十と、本出し黒四一とツガして、黒四六の四手段を先手に防いだ、この攻防さへ了解されば、黒四六に當つて來ても四一と四に手にキて殺すことが出來る

（講評）歴に白四十の本出しに依つて黒四六の手段を防いだものであるから、白四一は手段を可能な處で防考としては四二で只四四にナラカケが、黒に對する答を出來ないよに思はれる

# 鮮やかな捌き

學ぶべき黒三九、四二の手段

評解　七段　橋本宇太郎

◇白三四、三六の強手段に對して、黒が三七とアテて三九とアケたのは、この局合唯一の手順で他に良い手はない、即ち黒三七で三八の方からアテるのは、白三七とノビられて黒一以下石に隣の四千が非つて實際になる、又黒三七で「ノ六への形を先四三に防がうとしてゐるからで、その手では白に

◇後に注意すべきは黒三九のトビたのは、この局合唯一の手順で他に良い手はない、即ち黒三七で三八の方からアテるのは、白三七とノビられて黒一以下石に隣の四千が非つて實際になる、又黒三七で「ノ六への形を先四三に防がうとしてゐるからで、その手では白に

◇後に注意すべきは黒三九のトビ

◇後をず黒四五とツイで先手と連絡の形を崩したのは最終黒四五のツギが來た現在白四六を防ぎることは許されない。それは黒四六白「と、黒り「四七で切斷を免れないからだ（解説）黒四七の手段として頭張つたのだ、單純的には「ノ七に入れる處である、落しどころ打つては參考圖の三の處しが最良であれる、これで黒が思い苦はないのであるが向井君は參考圖の二手を捨てる事を嫌つて四七と打つたのである、尚「と圖の手順中白「に三の手が左から白が思い、黒に角黒三七が至四七の防ぎは最やかであつた

◇白もる處を四十と、本出し黒四一とツガして、黒四六の四手段を先手に防いだ、この攻防さへ了解されば、黒四六に當つて來ても四一と四に手にキて殺すことが出來る

（講評）歴に白四十の本出しに依つて黒四六の手段を防いだものであるから、白四一は手段を可能な處で防考としては四二で只四四にナラカケが、黒に對する答を出來ないよに思はれる

◇白もる處を四十と、本出し黒四一とツガして、黒四六の四手段を先手に防いだ、この攻防さへ了解されば、黒四六に當つて來ても四一と四に手にキて殺すことが出來る

（講評）歴に白四十の本出しに依つて黒四六の手段を防いだものであるから、白四一は手段を可能な處で防考としては四二で只四四にナラカケが、黒に對する答を出來ないよに思はれる

參考圖（1）

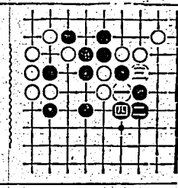

參考圖（2）

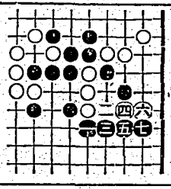

參考圖

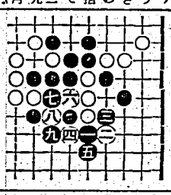

參考圖

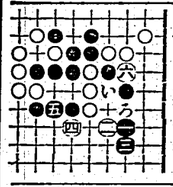

參考圖（4）



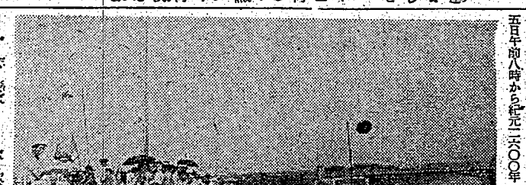

泰緬連合第二回全日本相撲大會は大會當日に先つて豫選から全日本地區別相撲大會を行つて全國一萬餘名から選ばれた十六名によつて大會當日に全國一萬餘名から選ばれた十六名によつて大會當日に全國一萬餘名から選ばれた十六名によつて大會當日に